破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第９７２号
福岡市博多区西春町３丁目３番18―206号
破産者　原田　　大
1　決定年月日　平成26年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１０２２号
福岡市南区大楠１丁目15番32号、住民票上の住所福岡県太宰府市都府楼南５丁目１番18―405号
破産者　山下　清高
1　決定年月日　平成26年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２７号
秋田県大仙市協和境字苅谷沢50番地４
破産者　武田美智子
1　決定年月日　平成26年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２５年（フ）第３９号
秋田県大仙市強首字強首550番地32
破産者　小山田　潤
1　決定年月日　平成26年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２５年（フ）第１２７５号
福岡市東区唐原５丁目７番７―101号
破産者　土居　慎吾
1　決定年月日　平成26年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１２９２号
福岡市城南区松山２丁目16番４号
破産者　レベルファイブこと　中村智太郎
1　決定年月日　平成26年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１６２１号
北海道江別市東野幌本町21番地の69　ロビニア野幌102号室、開始決定時の住所北海道江別市東野幌本町７番地の１　のっぽろシティハウスＦ棟209号室
破産者　田口　吉晴
1　決定年月日　平成26年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２２４０号
札幌市手稲区曙６条３丁目９番９号　シャトレー曙201号、住民票上の住所札幌市手稲区曙６条３丁目９番８号
破産者　山口　聖生
1　決定年月日　平成26年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４２号
仙台市若林区大和町１丁目13番８号
破産者　早坂　　潤
1　決定年月日　平成26年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第５３０号
宮城県加美郡加美町羽場字山鳥235番地　県営中新田羽場住宅３―２号、開始決定時の住所宮城県宮城郡利府町沢乙字山岸１番地１　シャイニングパレスⅡ―201
破産者　鈴木　健一
1　決定年月日　平成26年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第６６６号
仙台市若林区沖野２丁目12番８―206号
破産者　橋場　裕一
1　決定年月日　平成26年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第６８２号
仙台市宮城野区出花３丁目４番地の２　コーポイケダ108、開始決定時の住所宮城県宮城郡七ケ浜町境山２丁目18番11号
破産者　小幡　克浩
1　決定年月日　平成26年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第３３７号
埼玉県吉川市大字平沼1671番地16　２Ｆ
破産者　椿浩和こと　椿　　晴雄
1　決定年月日　平成26年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第４８１号
埼玉県越谷市千間台西３丁目３番地　パークタウン７―303
破産者　エムズファクトリーこと　本吉谷了介
1　決定年月日　平成26年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第２６７号
滋賀県甲賀市土山町瀬ノ音965番地109
破産者　河井　　弘
1　決定年月日　平成26年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２４３号
福岡市南区清水１丁目22番24号、申立時の住所広島市中区西十日市町６番20号
破産者　角本　勝己
1　決定年月日　平成26年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０３号
広島県福山市山手町７丁目23番30号
破産者　原　　義男
1　決定年月日　平成26年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第１０７７号
鹿児島県鹿児島市宇宿２丁目17番20―101号
破産者　ティ・ケイ技建こと　上別府民生
1　決定年月日　平成26年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部